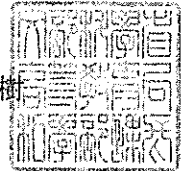


各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局

私学部私学助成課長

新 田 正 樹



(印影印刷)

私立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・G I G A スクールサポーター配置支援事業・私立学校入出力支援装置の装備）の計画調書の追加提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展に御尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対応して持続的に学校を運営していく中で、各学校法人においては、I C T の活用により全ての児童生徒の学びを保障するため、一刻も早く児童生徒一人一人に端末を配備するなど I C T 環境を整えることが必要です。

これを踏まえ、標記の事業について追加の募集を行います。ついては、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請に当たっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙 1）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 3 日文部科学大臣決定）に定める事業であり、本通知においては以下の事業を募集することとする。

- ① 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- ② 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- ③ G I G A スクールサポーター配置支援事業
- ④ 私立学校入出力支援装置購入事業

なお、児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業を希望する私立学校においては、別途事業募集をしている「私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業）の計画調書の追加提出について（依頼）」（令和 2 年 1 0 月 1 4 日付け 2 高私助第 1 9 号）にて申請を行うこと。

2. 本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 2 0 日変更閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和 2 年度内の契約であるならば補助対象として扱う

こととする。

ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第7条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。

【提出期限】

提出書類により〆切日が異なるため注意すること。

【別紙1について（都道府県において作成）】

令和2年11月20日（金）〆切 メールにて提出

【様式1～2及び必要書類（学校法人において作成）】

令和2年11月27日（金）〆切 郵送物必着

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

平成29年10月31日付け29文科高第683号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

注3 既に交付内定・交付決定を受けている、もしくは計画調書を提出している学校法人についても、追加での整備を希望する場合、提出することが可能であること（既に交付内定・交付決定を受けている場合は追加分のみ記載した計画調書を提出すること。交付内定・交付決定が済んでいない場合は既提出の計画調書に朱書きで追記等を行う形で提出すること。）。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）
- ④ 私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について（別紙1）

問合せ先： 文部科学省高等教育局私学部 私学助成課助成第四係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111 (内線2547) FAX 03-6734-3396

私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について

1 募集事業等について

今回募集を行うのは以下の事業とし、それぞれの事業の補助対象学校種、補助対象経費、補助率等は別紙2を参照すること。

- ① 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- ② 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- ③ GIGAスクールサポーター配置支援事業
- ④ 私立学校入出力支援装置購入事業

2 申請の単位

申請は、学校法人が設置する学校ごとに行うものとし、一つの学校が上記①から④の複数の事業に申請することも可とする。

3 提出書類

- ① 「私立学校情報機器整備費 事業計画一覧」(別紙1)
 - ② 「私立学校情報機器整備費 計画調書」(様式1)
 - ③ 「採択理由書」(様式2)
 - ④ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ※GIGAスクールサポーター配置支援事業については③と④は不要

4 「私立学校情報機器整備費 事業計画一覧」(別紙1)

各都道府県にて作成すること。作成に当たっては別紙1に記載している注意事項をよく読んでから作業すること。

5 「私立学校情報機器整備費 計画調書」(様式1)

- ① 作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例をよく読んで作業すること。

6 「採択理由書」(様式2)

- ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
- ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
- ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め原則として3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ④ 3社以上の内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。
- ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

7 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい(別添参照)、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業者の見積書(表紙の右上に「採択」と朱書きすること。)を添付すること。

- ② 見積書の写し等には、理事長が原本証明をすること。なお、理事長名義の公文書1枚に目録を示す等、一括して原本であることを証明する方法でも可とする。
- ③ 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカ一等を用いてわかりやすく明示すること。
- ④ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼すること。

①家庭学習のための通信機器整備支援事業

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与を目的として学校が行う、通信環境（モバイルルーター等）の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部）

2. 補助対象経費

家庭の通信環境が整っていない児童生徒に貸与することを目的として学校が整備する以下の経費

- ・インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（初期設定費を含む）
（例：モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器（USB dongle）、SIMカードの購入費）

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

ただし、可搬型通信機器の整備台数に1万円を乗じた額を補助上限額とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・既に家庭に通信環境が整っている児童生徒のために整備するものは補助対象に含めない
- ・レンタルやリースは補助対象外
- ・通信費は補助対象外

②学校からの遠隔学習機能の強化事業

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの遠隔学習に対応した設備の整備等を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

2. 補助対象経費

遠隔学習を行うことを目的として学校が整備する以下の経費

- ・学校側が使用するカメラやマイク等の購入費（附属品含む）
- ・機器の運搬、設置、据え付け、調整に必要な費用

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

ただし、一式ごとの整備台数に1.75万円を乗じた額を補助上限額とする

また、一式の整備台数は、当該学校の学級数を上限とする。

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・レンタルやリースは補助対象外

③G I G Aスクールサポーター配置支援事業

急速な学校 ICT 化を進めるため、ICT 関係企業 OB 等の ICT 技術者の配置経費を支援
なお、G I G Aスクールサポーターとは以下の業務内容に従事するものをいい、雇用形
態は限定しない（直接雇用、委託契約、派遣契約等）

【業務内容】

I C T環境整備の設計、工事や納品対応、端末の使用マニュアル（ルール）の作成、
教員に対する使用方法の周知 等

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校

2. 補助対象経費

G I G Aスクールサポーターの配置に要する以下の経費

- ・人件費（例：報酬（社会保険料（本人負担分に限る）、報償費）
- ・旅費
- ・消耗品費（例：消耗品類、図書、資料代）
- ・印刷製本費（例：各種印刷にかかる経費）
- ・通信運搬費（例：郵便、電話、データ通信）
- ・雑役務費（例：派遣契約） 等

3. 補助率等

補助対象経費の1／2以内

ただし、補助対象の人数に57.5万円乗じた額を補助上限額とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・実績報告等に備え、G I G Aスクールサポーターにかかる経費を学校会計において
明確にしておくこと
- ・一人のG I G Aスクールサポーターが同一学校法人内の複数の設置校を担当して
いる場合は、一つの学校種に絞って申請すること（補助対象経費については複数の
学校種にかかる経費でよい）
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を
図る学校支援経費」の補助等、他の補助事業と補助対象経費が重複しないよう注意
すること

④私立学校入出力支援装置購入事業

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する特別支援学級を置く小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、または特別支援学校（小学部及び中学部）

2. 補助対象経費

障害により端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のために学校が整備する以下の経費

・支援装置

（例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、ブレススイッチ）

・機器の運搬、設置、据え付け、調整に必要な費用

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

・レンタルやリースは補助対象外